

南砺市山間過疎地域振興条例による実施事業一覧（令和7年度）

N o	分野	事業名	対象となる方、内容など	こんな事業です	山間過疎地域における特徴	問い合わせ先
1	生活	出前送迎支援事業	五箇山地域（平地域・上平地域・利賀地域）に住所がある65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する世帯の方 ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・世帯員に運転免許取得者がなく、交通手段が徒歩又は公共交通利用のみの世帯	住民票や戸籍の証明書などの取得を必要とする場合に、ご自宅と市民センター間を送迎します。	山間過疎地域（五箇山地域）のみで実施される事業です。	平市民センター （☎23-2040） 上平市民センター （☎23-2043） 利賀市民センター （☎23-2046）
2	生活	高齢者等除雪支援事業	市内に住所があり、かつ1戸建て住宅に居住し、自力による除雪が困難で、次のいずれかに該当する方（世帯全員が申請年度住民税所得割非課税の世帯に限りです） ・65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯 ・65歳以上の高齢者及び小学生以下の児童で構成する世帯 ・身体障害者手帳1級または2級の方で、ひとり暮らしの障がい者の世帯	屋根雪除雪の費用を助成します。 【助成金額】 1回当たり14,000円を上限とします。	山間過疎地域では、1降雪期間中の助成回数が4回となります。 (その他地域の助成回数：1降雪期間中2回まで)	地域包括ケア課 （☎23-2034）
3	生活	高齢者等外出支援事業	市内に住所がある、次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の在宅高齢者の方で、要介護3以上の方 ・65歳以上の在宅障がい者で、身体障害者手帳1級および2級の上肢・下肢・体幹機能障がいの方	福祉タクシーの利用料を一部助成します。ただし、利用目的は「医療機関への通院」に限り、1月当たり2回を限度とします。	山間過疎地域に在住の方が、 <u>走行距離10km以上で利用する場合、助成金額が増額となります。</u>	地域包括ケア課 （☎23-2034）
4	生活	高齢者等軽度生活援助事業	市内に住所がある、次のいずれかに該当する世帯の方 (ただし、世帯全員が申請年度住民税所得割非課税の世帯に限りです) ・70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・身体障害者手帳1級および2級の障がい者のみ世帯	南砺市シルバー人材センターを利用した次の作業費用の一部を支援します。 ・庭木の伐採（剪定を除く） ・庭（家周り）の除草 ・家周りの防備（台風対策） ・家屋内整理、清掃 ・家周りの除雪（屋根雪下ろしを除く） ・家屋の雪囲い（樹木は除く） ・障子の張替 【助成内容】 作業費用（機械代、材料費は除く）の半額を助成します。	山間過疎地域では、 <u>1世帯の年間支援限度額が2万円に増額となります。</u> (その他地域の年間支援限度額：1万円)。	地域包括ケア課 （☎23-2034）
5	生活	市営バスと民間バスとの運賃格差是正事業	下記対象区間の利用者で、山間過疎地域で乗車又は降車する方（市内区間利用者に限ります。） 【対象路線及び区間】 ・加越能バス世界遺産バス（城端駅前～成出間）	・民間路線バスの一部区間を、なんバス（南砺市営バス）回数券（約160円/枚）で利用できます。 ・回数券は、13枚綴り2,090円で市民センターなどで購入できます（乗車前の購入が必要です。）。	山間過疎地域を含む対象路線のみで実施される事業です。 【利用例】 世界遺産バス 西赤尾ささら館前～城端駅間で乗車 通常料金1,200円 ↓ 回数券1枚（約160円）で利用可能	政策推進課 交通政策係 （☎23-2052）
6	自然環境	克雪住宅普及事業	山間過疎地域内の住宅で、克雪住宅の新築・改築・改良をする方	住宅の克雪化工事にかかる費用の一部を補助します。 【助成内容】 ■落雪式住宅 30万円補助（対象工事費100万円以上の工事が対象） ■融雪式住宅 50万円補助（対象工事費150万円以上の工事が対象）	山間過疎地域のみで実施される事業です。	南砺で暮らしません課 住宅係 （☎23-2037）

N o	分野	事業名	対象となる方、内容など	こんな事業です	山間過疎地域における特徴	問い合わせ先
7	産業	企業立地振興事業	南砺市内で工場等又は物流業務施設の立地を行う事業者	市内での工場等の新設・増設を行う事業者の助成を行います。	山間過疎地域で企業立地を行う場合、投下固定資産額などの助成要件が緩和されます。 【緩和要件】 ・新設 投下固定資産額が1,000万円以上（その他地域は、3,000万円以上） ・増設 投下固定資産額が1,000万円以上（その他地域は、2,000万円以上）	商工企業立地課 企業立地雇用推進係 （☎23-2018）
8	産業	土地改良事業補助金	土地改良事業（用排水路、農道整備）の実施主体（町内会、施設管理組合など）	土地改良事業の事業費の一部に補助金を交付します。 【助成内容】 ・補助率40%	山間過疎地域では、補助率が <u>100分の50～100分の60にかさ上げになります。</u>	森林・農地整備課 農林整備係 （☎23-2017）
9	教育	臨時講師等配置事業	複式学級を有する市内の小学校	複式学級に臨時講師を配置し、児童の学年に応じたきめ細やかな学習環境を提供します。	複式学級を有する上平小学校及び利賀学舎（前期課程）で実施しています。	教育総務課 総務係 （☎23-2012）
10	教育	南砺市通学費補助金	山間過疎地域の住所から市内学校に通学する児童生徒	通学に際して、市営バス等の利用に係る通学費（定期券等の実費分）を補助します。	通学する学校から自宅までの距離が2.0km以上の児童及び3.0km以上の生徒	教育総務課 学務係 （☎23-2012）
11	移住・定住	定住奨励金事業	■転入奨励金 ・5年以上市外に住所を有していた方が、市へ転入届をした日から起算して前後3年以内に新たに住宅等を取得して転居した場合 ■持ち家奨励金 ・市内に居住している方が同一敷地外に新たに住宅等を取得して転居した場合または市へ転入届をする日前に5年未満市外に住所を有していた者が市内で住宅を取得し転入した場合	市外からの転入者、市内での転居者の住宅取得費用を補助します。 【助成内容】 ■転入奨励金 ・新築住宅：100万円（補助率5/100） ・中古住宅：60万円（補助率1/5） ■持ち家奨励金 ・新築住宅：100万円（補助率5/100） ・中古住宅：60万円（補助率1/5）	山間過疎地域は、左記助成額が増額されます。 ・五箇山地域：2.0倍 ・その他の山間過疎地域：1.5倍	南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係 （☎23-2037）
12	移住・定住	移住体験ツアー	南砺市への移住に興味のある方、移住を希望する方	移住希望者への移住体験ツアーを実施し、移住を促進します。	ツアーでは山間過疎地域を滞在地としたり、体験活動の場とすることで、地域での生活をPRします。	南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係 （☎23-2037）
13	移住・定住	南砺に住んでみられ事業	南砺市への移住に興味のある方、移住を希望する方	移住体験ハウスを開設し、移住希望者に1泊1,000円で南砺市での生活を体験していただき、移住を促進します。	移住体験ハウスのうち1カ所は太美山地域にあり、地域での生活を体験していただくことができます。	南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係 （☎23-2037）
14	移住・定住	地域おこし協力隊	-	地域おこし協力隊員が、地域の課題や問題に住民の方と協働で取り組みます。	現在、山間過疎地域振興条例対象地域では、平、上平、利賀地域の地域おこし協力隊が配置されています。また、城端6次産業化担当は細野地域、南砺平高校コーディネーター担当の地域おこし協力隊は平地域に居住しています。	南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係 （☎23-2037）
15	その他	金沢大学セミナーハウス	-	大学の交流施設を設置し、ゼミやセミナーの開催、交流活動などを通して、山間過疎地域の活性化を進めます。	平地域を中心に、大学と山間過疎地域の交流拠点として活用されています。	南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係 （☎23-2037）